

石川県加賀市で暮らそう。 マイホーム取得を応援!



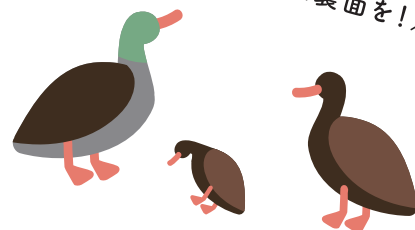
お申し込み・お問い合わせ

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地
加賀市役所 地域づくり推進課 人口減少対策室
TEL:0761-72-7840/FAX:0761-72-7923
E-mail:jinkoutaisaku@city.kaga.lg.jp



加賀市HP

詳しくは裏面を!



次の助成事業については、各担当課にお問い合わせください。

担当課窓口

住宅用太陽光発電システム・住宅用リチウムイオン蓄電池設置事業補助金

環境政策課(0761-72-7892)

木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業

建築指導室(0761-72-7935)

加賀市住宅リフォーム助成事業

※既存住宅のバリアフリー改造(リフォーム)が対象

長寿課(0761-72-7853)

ふれあい福祉課(0761-72-7852)

合併処理浄化槽設置整備事業、下水道接続促進補助金制度

経営企画課(0761-72-7953)

加賀市への移住を応援します!

加賀市移住 住宅取得助成事業

市外からの転入者に住宅取得費の一部を助成します。

若者の定住を応援します!

加賀市若年層 定住住宅取得助成事業

45歳未満の方に住宅取得費の一部を助成します。

対象となるのは?

加賀市内で住宅を取得(新築・購入)する方で、次の条件全てに該当する方

- (1) 転入前5年以上継続して加賀市以外に住所を有していて、転入日から居住開始日までに3年を経過していない親族が同一世帯に含まれる方
- (2) 対象となる住宅に5年以上定住する方
- (3) 市税等の滞納が無い方
- (4) 住宅持分が半分以上の方

※補助対象者は、世帯から一人とします。
※若年層定住住宅取得助成事業との併用は出来ません。
※着工前に必ずご相談ください!

加賀市内での定住を目的に住宅を取得(新築・購入)する方で、次の条件全てに該当する方

- (1) 新築・購入に係る住宅ローン等の借入金及び債務を有する方
- (2) 契約締結日において45歳未満の方
- (3) 市税等の滞納が無い方
- (4) 住宅持分が半分以上の方

※補助対象者は、世帯から一人とします。
※移住住宅取得助成事業との併用は出来ません。
※着工前に必ずご相談ください!

補助金の額

(1) 基本額

上限70万円(住宅取得額の50%以内)

(2) 加算額

- ア 子ども1名につき 20万円
世帯に18歳(年度末まで)以下の子どもがいる場合
- イ 地元業者利用(新築のみ対象) 30万円
市内業者が元請けし、施工した場合
- ウ 居住誘導区域に居住 10万円
※加賀市立地適正化計画で定める区域

(1) 基本額

- ア 新築・建売住宅の購入 上限30万円(借入金の10%以内)
イ 中古住宅の購入 上限10万円(借入金の5%以内)

(2) 加算額

- ア 子ども1名につき 10万円
世帯に18歳(年度末まで)以下の子どもがいる場合
- イ 地元業者利用(新築のみ対象) 10万円
市内業者が元請けし、施工した場合
- ウ 補助対象者が35歳未満(契約締結日) 10万円
- エ 居住誘導区域に居住 10万円
※加賀市立地適正化計画で定める区域

対象の住宅

①新築住宅 ②建売住宅 ③中古住宅のいずれかで、住宅の延べ床面積の1/2以上が専ら自己の居住用に供されるもので、当該延べ床面積が75㎡以上であるもの

※既存住宅等の購入については、建売住宅で未使用(築3年未満)のもの又は空き家バンク制度に登録された中古住宅が対象です。

三世代ファミリー同居促進事業

新たに三世代同居を始めるため、改修等(住宅の改修、改築又は増築)を行った方で次の条件に該当する場合に予算の範囲内で補助金を交付します。

- ア 住宅の所有者が三世代同居を行う世帯員であること
- イ 改修等に要した費用が100万円以上であること
- ウ 三世代同居を始める世帯の子どもが18歳未満であること(妊娠中も含む。)
- エ 市税等の滞納が無いこと

補助金の額 30万円



工事の着工前に申請が必要です。
事前にご相談ください!